

山梨県森林総合研究所機関評価実施要領細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、山梨県森林総合研究所評価実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、山梨県森林総合研究所（以下「研究所」という。）における機関評価の実施に必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 実施要領第3条に規定する機関評価会議（以下会議という。）は、第8条の機関評価の実施時期に即して、森林・林業・林産業等の専門家及び有識者のうちから、研究所長が依頼する委員をもって構成する。

(委員の責務)

第3条 委員は、客観的かつ公正な立場から総合的に評価を行い、適切な助言を与えなければならない。

(守秘義務)

第4条 委員は、評価の実施によって知り得た未公開の研究成果情報等に関して守秘義務を負う。

(会議)

第5条 会議は研究所長が招集する。

2 会議は座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は会議を進行する。

4 会議を欠席した委員については、研究所長が認めた場合は評価書を書面で提出できるものとする。

5 森林研究部長は、委員の評価、意見をまとめ、研究所長に報告する。

(機関評価の方法)

第6条 機関評価は、実施要領第8条に定める機関評価の項目についてそれぞれ別表に掲げる基準を考慮して次の5段階で評価し、評価コメントを付して行う。

5：非常に優れている

4：優れている

3：妥当

2：見直しが必要

1：全面的見直しが必要

(機関評価の手続き)

第7条 研究所長は、会議開催に当たって必要となる次の資料を作成し、事前に委員に配付する。

- 一 森林総合研究所研究基本計画
- 二 森林総合研究所事業報告
- 三 森林総合研究所研究報告
- 四 その他必要と認めるもの

2 委員は、前項の資料等に基づき、会議開催までに機関評価書（別紙様式 各委員用）を作成する。

3 森林研究部長は、委員が作成した前項の機関評価書に基づき、委員会としての機関評価書（別紙様式 評価会議用）を作成し、研究所長に報告する。

(機関評価の実施時期)

第8条 機関評価は、5年ごとに実施する。ただし、2回目の機関評価に限り平成30年度実施とする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	項目	基準
1	組織及び施設等の整備状況	・研究所の分掌事項にふさわしい組織体制、施設等が整備されているか
2	研究の実施状況	・社会情勢の変化や新たな県民の要請等を反映した研究が実施されているか ・外部資金の活用が図られているか
3	普及指導の実施状況	・県民・地域に貢献する普及指導となっているか
4	研修の実施状況	・社会情勢の変化や新たな県民の要請等を反映した研修が実施されているか
5	普及啓発活動	・普及啓発施設は有効に活用されているか

機 関 評 価 書

令和 年 月 日

	委 員 名				
評 価 項 目	評 価 点				
組織及び施設等の整備状況	5	4	3	2	1
研究の実施状況	5	4	3	2	1
普及指導の実施状況	5	4	3	2	1
研修の実施状況	5	4	3	2	1
普及啓発活動	5	4	3	2	1
評 価 コ メ ン ト					

機 関 評 価 書

令和 年 月 日

評 価 項 目	評 価 点
組織及び施設等の整備状況	5 4 3 2 1
研究の実施状況	5 4 3 2 1
普及指導の実施状況	5 4 3 2 1
研修の実施状況	5 4 3 2 1
普及啓発活動	5 4 3 2 1
評 価 コ メ ン ト	